

## 豊田市医療対策懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 豊田市内における医療提供体制の確保・充実に図り、もって市民の健康を保持するため、豊田市医療対策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 懇話会は、市長が次に掲げる機関等を代表する者のうちから委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 豊田加茂医師会
- (2) 豊田加茂歯科医師会
- (3) 豊田加茂薬剤師会
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長)

第3条 懇話会に会長1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

### (協議及び提言)

第4条 懇話会は、豊田市域における医療の現状について協議するほか、市長が求める医療の課題への対応策に関して協議し市長に提言するものとする。

2 前項の提言に当たっては、懇話会において過半数の委員の同意を得なければならないこととする。

### (懇話会の招集)

第5条 懇話会は、会長が招集する。

### (検討部会の設置)

第6条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会に部会長を置く。

3 検討部会は、懇話会が特に指定した事項について調査検討する。

### (懇話会の庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部地域包括ケア企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、委員協議のうえこれを定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。